

令和6年4月1日

事業者 各位

企画財務課長 高 橋 退 助

入札書及び見積書の押印省略について（通知）

令和6年4月1日から、上下水道局に提出する入札書及び見積書について、下記のとおり代表者（入札参加資格登録において入札の権限を委任されている支店長等を含む。）の印又は入札における代理人使用印の省略を可能としますのでお知らせします。ただし、委任状への代表者印の押印については、これまでどおり必須とします。

入札及び日時を指定して事業者を招集し見積書を提出させる競争見積（対面式競争見積）（以下「入札等」という。）において代表者印又は代理人使用印の押印を省略する場合、これまでの押印に代わる文書内容の真正性を担保するため、入札等に参加する者の『顔写真付きの本人確認書類』により本人確認を行います。本人確認ができない場合、その入札等に参加することができませんのでご注意ください。

記

1 押印省略を可能とする書類

令和6年4月1日以降に高知市上下水道局に提出する入札書及び見積書

2 押印を省略する場合の本人確認方法等

本人確認は、顔写真付きの本人確認書類（運転免許証、マイナンバーカード、パスポート、顔写真付き社員証等。顔写真付きの名刺は不可）により行います。押印を省略する場合は、入札等の会場に必ず本人確認書類をご持参ください。

3 入札等に係る委任状について

- (1) 入札等への参加に係る委任状の代表者印の押印は省略できません。
- (2) 委任状における代理人使用印の押印は省略可能ですが、代理人使用印の押印を省略する場合は、入札等会場において代理人の本人確認を行います。
- (3) 委任状において代理人使用印を押印する場合は、入札書（対面式競争見積は見積書）の代理人使用印の押印省略はできません。委任状に押印した代理人使用印と同一の印を押印が必要です。

4 郵便入札における入札書について

郵便入札における入札書で代表者印の押印を省略する場合は、入札書に本件責任者及び担当者の氏名と連絡先を記載してください。記載された連絡先に連絡し、本件責任者及び担当者の在籍確認を行った上で落札決定を行います。

5 随意契約における見積書について

- (1) 小規模工事等，見積書の代表者印の押印省略を可能とします。「請書」として提出する場合は，代表者印の押印を省略できませんのでご注意ください。
- (2) FAX による見積書提出が可能な案件においては，発注決定した事業者に対し見積書の原本の提出をお願いしていましたが，見積書への押印省略に伴い，代表者印の有無に関わらず，上下水道局が特に指定する場合を除き，見積書原本の提出を不要とします。

6 その他

入札書及び見積書の押印省略運用開始後においても，押印された書類については従前どおりの取扱いとします。

押印する印鑑については，法人の場合は代表者印（●●株式会社代表取締役印等。「丸印」）でなければならず，社印（「角印」）のみの押印は無効です。なお，個人事業主の場合は，名前のみの印で結構です。